

しらかばこども園学童クラブ利用契約書

しらかばこども園学童クラブ（以下「当該施設」という。）と利用児童及びその利用保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 保護者等は、当該施設が説明した「運営規程」及びその他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 2 この契約の有効期間は、西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から  
西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（小学校卒業予定日）までとする。
- 3 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、記名押印の上、本書2通を作成する。  
当該施設、保護者等が1通ずつ保有する。

西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(当該施設)

(※自署又は記名押印)

施設（名称）： しらかばこども園学童クラブ

施設（所在地）： 横須賀市池田町1-22-12

代表者（氏名）： 浜田 和幸 印

(保護者等)

(※自署又は記名押印)

利用保護者<sup>※</sup>（氏名）： \_\_\_\_\_ 印

利用児童（氏名）： \_\_\_\_\_

住所： 横須賀市 \_\_\_\_\_

しらかばこども園学童クラブ利用契約書

しらかばこども園学童クラブ（以下「当該施設」という。）と利用児童及びその利用保護者（以下「保護者等」という。）は、保護者等が当該施設を利用することに関し、次のとおり契約を締結する。

- 1 保護者等は、当該施設が説明した「運営規程」及びその他の「重要事項」の内容について同意し、これらに定められた保護者等の義務（利用者負担その他の費用の支払いを含む。）を履行することとする。
- 2 この契約の有効期間は、西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から  
西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日（小学校卒業予定日）までとする。
- 3 当該施設は、本契約にかかる内容に変更があった場合、その内容について保護者等に説明し、同意を得ることとする。

上記の内容を証するため、記名押印の上、本書2通を作成する。  
当該施設、保護者等が1通ずつ保有する。

西暦\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

(当該施設)

(※自署又は記名押印)

施設（名称）： しらかばこども園学童クラブ

施設（所在地）： 横須賀市池田町1-22-12

代表者（氏名）： 浜田 和幸 印

(保護者等)

(※自署又は記名押印)

利用保護者<sup>※</sup>（氏名）： \_\_\_\_\_ 印

利用児童（氏名）： \_\_\_\_\_

住所： 横須賀市